

## 個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターの母子保健調査室において、患者様の個人情報が記載された「要養育支援者情報提供票」（以下「書類」という。）を送付する際、宛先を誤って送付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

### 1 記載されていた個人情報

患者様の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、傷病名、父母の氏名・生年月日・職業、入退院日、出生時の状況等

### 2 事案の経過

令和5年8月14日（月）母子保健調査室の職員Aが、患者の書類を、患者の支援を行っているX保健所の担当部署へ送付した。

8月18日（金）職員Aが、X保健所の担当部署より、書類を患者の居住地の市役所にも送付するよう、依頼を受けた。

8月21日（月）職員Aが、患者の居住地の市役所を宛先として書類を作成すべきところ、X保健所と同名の市役所の母子保健担当部署を宛先として書類を作成した。上席者2名、郵送担当事務員が書類を確認したが、誤りに気付かなかった。

8月22日（火）書類が、X市役所の母子保健担当部署へ誤って送付された。

9月6日（水）16:00頃 X市役所の担当部署から、別の市の居住者の書類が届いていると電話があり、誤送付が発覚した。

9月7日（木）9:00 職員AがX市役所の担当部署に出向き、書類を回収した。

同日17:00 職員Aが患者（子ども）の親族に架電し、経緯を説明するとともに謝罪した。（謝罪は受け入れられた。）

9月15日（金）書類送付に関係する職員に対して当日の状況や作業手順についての聞き取り調査を行ったうえ、再発防止策について確認し、主要なマニュアル・手順書の準備が整ったため、誤送付発覚の翌日より停止していた書類送付業務を再開した。

### 3 誤送付の原因

- ・ X保健所から送付先を市役所と指示されたため、X市役所を指していると職員Aが誤認したため。
- ・ 電話連絡の上、書類を作成し郵送するという手順が守られておらず、送付先の誤認に気づかなかったため。
- ・ 部署として作成済書類の内容確認が不十分であったため。

### 4 再発防止策

- ・ 全職員に対し、個人情報の取扱いには、一層慎重を期すよう、注意喚起を行った。
- ・ 書類は居住市の市役所に送付する。送付までの手順書を作成し活用する。
- ・ 電話連絡の上、書類を送付するという手順を徹底する。手順書に明記する。
- ・ 書類確認時のダブルチェックを徹底する。手順書に明記する。